

新聞モラルと法廷証言との二律背反

—アメリカ・シールド法への考察を中心に—

金子喜三

序言 第一章
オレゴン大学新聞事件のいきさつ
アメリカ・シールド法（証言拒否法）の成立と推移
日本における証言拒否事件の概観

序言 第二章
一、証言拒否の発端
二、裁判における経緯
三、文化水準から判断
四、言論・表現の自由に関する新判例
新聞・言論の自由についての最高裁判例のあり方と批評
アメリカ・シールド法に対する賛否両論
日本国憲法第二十一条と世界人権宣言第十九条と

序言 オレゴン大学新聞事件のいきさつ

アメリカ・オレゴン州連邦巡回裁判所は、本年六月二十八日、新聞のニュース・ソース（取材源）に関する法廷証言を拒否したオレゴン大学学生新聞（オレゴン・デーリー・エメラルド）編集長アネット・ブキャナンさん（二〇〇）

に対し、法廷侮辱罪のかどで三百ドルの罰金刑をいい渡した。

ブキヤナン編集長は何故に取材源秘匿にからんで、こうした有罪の判決をいい渡されたか。以下AP通信、新聞協会報その他の報ずるものによることとする。

ある五月二十四日付けのエメラルド紙第一面のトップに、ブキヤナン編集長は、「学生はマリヘナ（Marijuana 大麻—麻薬）の常用を肯定する」という署名入りの記事をかかげ、大学での麻薬横行の実態をつかむため、七人の学生に直接インタビューした経過を報道した。

ところがこの記事は、静かな大学の町であるヨージン市に大きな話題をなげかけ、検察側ではただちに麻薬捜査を展開したが、思うようにはからず、とどのつまり、ブキヤナン編集長に対して捜査に協力をもとめ、問題の麻薬学生七人の氏名を明らかにしてほしいと要求した。しかし、同編集長は「名前は明かさない」という約束で事情を聞いたのだし、この約束を破るわけにはゆかない。ことに新聞のニュース・ソースは絶対に明かさないのが新聞倫理の建前である。」といつて突っぱねてしまつた。

検察側では、思いもかけぬ彼女の根強い抵抗にまつたく戸惑つたかたちで、捜査は進展せず、結局伝家の宝刀ともいふべき公開の法廷における『証人尋問』という非常手段にうつたまるに至つたもの。

しかし、ほかの点では協力的な彼女も、麻薬肯定の七人の学生の名前についてはあくまでその節操を守り、二度にわたつて、法廷における証言の要求を拒否した。」のことはたちまち全アメリカはおろか、全世界のジャーナルの関心事となり、アメリカの一地方大学新聞の問題とはいえ、新聞の原則にふれる大問題として、全アメリカの新聞社が

筆をそろえて彼女を弁護し、法廷では、大先輩である新聞人たちがあらそつて証言台に立つた。そして異口同音に「ブキヤナン編集長は、裁判所の命令に応じなくてもよい。取材源（ニュース・ソース）をあかすような記者は、新聞界から追放されてしまう。新聞記者の取材源秘匿は法律の規定よりも高度のルールである。」と述べたてた。

後述のように、アメリカでは現在、メリーランド、ニュージャージー、ペンシルバニア、ミシガン、カリフオルニア等々十二州で新聞記者に情報源又は取材源の秘匿権を認める州法が制定されている。今回問題となつたオレゴン州ではいまだ取材源を保護する州条例はなく、新聞記者といえども犯罪捜査に関しては必要な情報をにぎつていれば、一般市民と同じようにそれを公表しなければならないというのが裁判官、検察官の意見である。これに反して、新聞記者たるものは情報源の公表をすべきものではなく、いわんや、その報道記事が犯罪捜査の端緒を提供したような場合にあつては、ことさらに証言を拒否するのが常道であるというのが新聞社側の観点である。

裁判所では、ブキヤナン編集長の証言拒否は法廷侮辱に該当するものであると断じ、罰金三百ドルの有罪判決をいい渡した。これにたいして、ブキヤナン編集長の代理弁護士は、州最高裁に控訴するつもりであるといい、他方、オレゴン州では政治問題化して、新聞記者の取材源秘匿権の保護を立法化しようという動きが現われ、今秋のオレゴン州知事の選挙に出馬予定の共和党候補が、法案提出のため記者の後押しをしたいと申し出たほか、シアトルの弁護士ワッチマン氏も法案を州議会に提出したいと発表したと報ぜられた。

第一 アメリカ・シールド法（証言拒否法） の成立と推移

アメリカにおいては、新聞記者の職務及びその地位を保護する必要から、新聞記者に証言拒否権を認める法律が州法として制定されたのは一八九六年で、メリーランド州の証言拒否法がその最初のものである。そしてその後各州にわたってこの種の保護立法運動が起り、現在ではニュージャージー州、カリフォルニア州など十二州によってその制定を見るに至り、最も新らしいのは、一九四九年制定のミシガン州のものである。この新聞記者保護の証言拒否法はまた別に「シールド法」(Shield law=盾の法) または「コンファイデンス法」(Confidence law=信頼の法) とよばれるところのものである。

アメリカもイギリスと同じく法廷侮辱罪を設け、裁判の権威および司法事件の報道に関しては仮借なき立場をとり、わが国の現行「法廷秩序維持法」法廷等の秩序維持に関する法律より遥かに広範囲な適用を見ているが、多数の州が必ずしもその原則を無条件的に承認しているとはいわれないものがあった。何となれば、かような原則はややもすれば民主政治のあり方と両立しないときがあり、従つて憲法上の言論表現の自由と背反するおそれがあるというのである。この点は、イギリス的自由主義とアメリカ的民主主義における相違とも見られるところであるが、アメリカにあっては古くから、司法事件—裁判のいきさつに関して、人々が多大の関心をよせており、その報道記事はかれらの好個の判断資料として歓迎されていた。新聞の発達とともに十九世紀中頃から、ニュース報道にから

んでいくつかの問題が発生し、その中には、新聞記者のニュース源に関する証言拒否事件も少なくなかつた。ところがたまたま、一八九六年メリーランド州に起つたボルチモア・サン新聞のJ・T・モーリス記者に関する証言拒否事件がその導火線となつて、ついにニュース・ソースについての証言拒否法制定のはこびとなるに至つたのである。モーリス記者事件の大要はつきの通りである。

モーリス記者は、あたかもメリーランド州大陪審法廷である重大事件を審議していたとき、その判決に関する予測ニュースをキャッチし、これをボルチモア・サン紙上で報道した。ところがこのニュースはきわめて正確な予報で、大体において大陪審の評決と一致を見るに至つた。そこで担当検事は「陪審廷にペイプレインが引かれてあつたであろう」とまで強い疑いをもち、記事の出所、すなわちニュース源を明白にすることに躍起となつた。しかしほりス記者は頑としてそれに応ぜず、結局裁判所における証人尋問とまで発展したが、法廷においても彼は取材源の表明を拒否。ついに法廷侮辱のかどで十日の禁固刑に処せられた。

そこでサン新聞は、モーリス事件の発生を機としてキャンペーンを展開、ニュース源を保護し、取材・報道の自由確保のために州法を立法させる必要を力説した。モーリス記者は陪審任期の満了にともなつて、禁固四日で釈放となつたが、それから一ヶ月後、メリーランド州議会は、新聞記者に記事の出所について証言を拒否する特権を与える保護の法律を制定するにいたつた。これがすなわちアメリカ最初の「証言拒否法」であり、その後において制定された各州の同種立法のモデルとなつたものであることはいうまでもない。

メリーランド法典第三五条第二節における全文はつきのようである。

「新聞または報道に従事し、關係」あるいは雇用されたらるのが、その新聞のために、情報を入手し、掲載した所がだ、かかる訴訟手続きまたは裁判においても、あるいは、かかる立法院の委員会その他においても、これに対してそのニュースの出所の開示を強制される」とはなし。」

〔No person engaged in, connected with, or employed on a newspaper or journal shall be compelled to disclose in any legal proceeding or a trial before any committee of the legislature or elsewhere the source of any news or information procured or obtained by him for and published in the paper on and in which he is engaged or employed.〕

証言拒否法は、新聞記者といふことのニュースまたはインフォメーション（情報）を提供するとの間における、ある特殊の信頼関係の存在を認めたものであつて、裁判所その他の国家機関といふことのニュース源の開示については、強制できないといふ特権を新聞記者に付与したといふ法律である。新聞に掲載される記事は、そのすぐですがニュースまたは情報の提供によるものであるとはいえないとして、少くとも新聞における取材源が法律上において保護されるべきことは画期的なことであつて、このようないわゆる法律は一般に、前述のように「シールド法」または「ニュース法」といわれる、われわれはこれを通称「証言拒否法」とよんでゐる。

一八九六年、メリーランド州においてはじめて誕生を見た新聞記者に対する保護立法——証言拒否法はその後、一九世紀に及んでやがて各州においてその制度を促がし、やがて新しくのは一九四九年制定の「シガノ州のものである。

アメリカで現在、シールド法を施行している十二州は——

メリーランド (一八九六年) ハーリッシュ (一九三〇年)

アラバマ

(一九三五年)

カリフォルニア (一九三五年) アーカンソ (一九三六年) ケンタッキー (一九三六年)
アリゾナ (一九三七年) ペンシルベニア (一九三七年) インディアナ (一九三八年)
オハイオ (一八三八年) モンタナ (一九四三年) ミシガン (一九四九年)

つぎに、目ぼしい証言規定をひろって見ることとしよう――

- (a) メリーランド……新聞記者は、情報の出所を漏らす義務をもたぬ。
- (b) アリゾナ……新聞記者はその新聞に掲載された情報の出所を明かすように求められることはない。
- (c) カリフォルニア……新聞に関係をもちまたは雇用されているものは、その新聞に掲載されたあらゆる情報の出所を漏らすことを拒否しても法廷侮辱の宣告をうけることはない。
- (d) ニュージャージー……新聞事業に従事した者は、その者が入手し、その新聞に掲載された情報の出所を漏らさずよう強制されない。
- (e) オハイオ州では、もっと強く新聞記者の特権を認め、記事の出所を漏らすことを強制できない機関として「あらゆる裁判の裁判長、その部下、州のあらゆる官庁の委員会、局、課及び郡その他地方団体の役員及び委員会」をあげている。
- (f) アーカンソ……公共の福祉を考慮して社会悪の容赦なき暴露を奨励するため、新聞記者はその新聞に掲載された情報の出所を漏らすことを強制されることはない。ただし、その記事が誠実を欠き、惡意をもち、公共の福祉のために書かれたものでないことが証明されたときはこの限りでない。

(g) ミンガン……新聞または他の刊行物の記者といれいの記者に情報を探査した者との間に交わされた通信について
は、すべて尋問されることがなく、あたいかなる証人によつても漏らされるとがない。かかる通信はすべて機
密であり、特権を与えられたものであることをこの法律により宣言する。

なお、全米新聞労働組合 (American Newspaper Guild) において、一九三四年に採択した新聞倫理綱領第五条には、つきの如く定めている。

「新聞人は裁判所において、またはその他の司法調査機関に対し機密を漏らし、または機密情報を出所を明らか
にしてはならぬ。またこの機密をもつて新聞人の義務は雇用関係を変更したのちにも、新聞人を拘束するものであ
る。」

第一　日本における証言拒否事件の概観

1、証言拒否の発端

昭和二十四年の春、長野県松本市警察及び東筑地区警察では松本税務署の汚職事件を摘発し、各新聞がいっせいに
この問題を報道していた。ところがたまたま、同年四月二十六日付の朝日新聞長野版に「報償申告を妨害、松本税務
署員に逮捕状請求」という見出しが、松本税務署特別調査係員が背任、収賄の嫌疑で逮捕される旨の記事が掲載され
た。そこで長野地方検察庁及び松本市警察署では、捜査に専念しているもののうちで、その秘密を新聞記者にもらし

たものがあるというので警察署、検察庁及び裁判所の関係者について取調べを開始した。しかしながら容疑者は出てこず、この捜査秘密漏洩の捜査はほとんど行き詰りの状態におちいった。

そこで捜査当局は、朝日新聞の記事の筆者（朝日新聞松本支局員）について取調べることとなり、松本市警察と松本検察庁では朝日新聞記者を呼び出して尋問した。しかし同記者はニュース・ソース（取材源）については一切語らず、捜査には協力するけれども、新聞倫理に違背することはできないといって、アメリカにおける証言拒絶の例をあげてニュース源については回答を拒否したために事件は少しも進展しなかった。検察側はやむなく容疑不明のまま、長野地方裁判所に対し、朝日新聞松本支局記者を証人として申請。その記者側からの証言によって秘密漏泄の容疑者を検挙しようと企てた。

ところが、法廷に証人として喚問された同記者は「ニュース・ソースを外部に明かさないのは、新聞界の不文律であり、最高のモラルである」といつて、裁判官の面前ではつきり情報提供者の氏名を明らかにする証言を拒否した。これが日本における証言拒否事件の発端であって、それのために、検察側は最高検察庁などと協議の上、ついに朝日新聞松本支局記者をして、刑事訴訟法第一六一条の「正当な理由がなく、宣誓又は証言を拒んだもの」であるというなどで公訴提起の挙に出るに至った。

ここでとくに参考までに、公訴事実について記載しておきたい。

松本市警察署司法警察員は、昭和二十四年四月二十四日松本簡易裁判所裁判官に対して、松本税務署員に対する収賄等被疑事件について逮捕状を請求し、翌二十五日逮捕状の発付を得て、同日午後九時頃これを執行した。ところが、

同月二十六日付朝日新聞長野版に該逮捕状請求の事実と逮捕状記載の被疑事が掲載されたので、同裁判所及び検察庁の職員についてこれらの職務上の秘密を該逮捕状執行前に当時朝日新聞松本支局記者であった被告人に対して漏洩した罪（国家公務員法第一〇〇条第一項、第一〇九条第一二号）の嫌疑を生じた。

そこで松本市警察署司法警察員は右秘密漏洩罪を捜査するため、同月二十八日被告人に供述を求めたところ、これを拒否したので長野地方検察庁検事は四月三十日長野地方裁判所裁判官に対して、被告人につき刑事訴訟法第二二六条に基づく証人尋問を請求した。被告人は同裁判所裁判官の召喚に応じ、同年五月十六日長野地方裁判所に出頭し、同裁判官から前記秘密漏洩被疑事件の要旨を告げられた上、刑事訴訟法第一五四条により宣誓を命ぜられたところ、正当の理由がないのに宣誓ならびに証言を拒否したのである。

罪名は刑事訴訟法第一百六十二条違反。「正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。」

一、裁判における経緯

朝日新聞松本支局記者が証言拒否事件について起訴となるに及んで、わが新聞界、言論界は前代未聞の新聞事件として色めき立ち、論説に、報道にこれを取上げてその裁判の成行を凝視するに至った。

証言拒否事件の第一審裁判は、長野簡易裁判所吉川判事係りで公判開廷。第一回公判は昭和二十四年八月二十四日から行なわれ、同十月五日の第四回公判で判決云渡しがあった。そして朝日記者に対し、検事の論告求刑通り有罪と認定の上、罰金三千円に処する旨の云渡しが行なわれた。朝日記者はこの判決に対しても直ちに控訴した。

第一審裁判における有罪の理由は大要つぎのことである。

被告人側の主張によると、新聞記者として憲法第二十一条に規定する言論及び表現の自由に従い、記事の出所を秘匿する新聞倫理を遵守したものであるから刑事訴訟法第一百六十二条第一項の正当な理由がある場合に該当すると

主張するけれども、わが国の現行法上、新聞記者に特別の証言拒否権は認められていないと解すべきところ、本件において被告人は単に記事の出所についての証言を拒んだだけではなく、前記判示事実に摘要したように証人として宣誓すること及び証言全部を拒否し、被告人提出の上申書は前示解釈に反して新聞記者に特別の拒否権があることを理由とするものであるから正当な理由によって拒んだものとは認めがたく、従つて右主張は採用することができない。

なおまた弁護人は、被告人の判示行為は刑法第三十五条にいわゆる正当の業務に因り為した行為であるから違法性がない旨ならびに新聞記者である被告人に対して証人として記事の出所を明らかにする供述を求めるることは社会通念上期待され得ないから、所謂適法行為の期待可能性なく責任を阻却する場合に該当する旨の主張をするけれども、新聞記者が記事を取材する行為はもとより正当な業務に因つて為すものであるけれども、記者が証人として宣誓又は証言を拒む行為を正当な業務によつて為すものと認めるることはできないのみならず、わが国法は新聞記者にも証言を期待し、記者もまたこれに従う義務があるものと解すべきであるから右各主張も採用することはできない。

長野簡易裁判所における第一審の有罪判決は、検察側の主張を多分に取り入れ、弁護人側が強く主張した朝日記者の証人としての不適法な強制尋問、公務員法違反事件（秘密漏洩の件）の存在否認問題はほとんど取上げられず、また新聞人のもとも関心を示した取材源（ニュース・ソース）の秘匿権については判決ではふかくふれなかつた。ただ判決では宣誓拒否と証言拒否とが一しょでなく、宣誓した後に記事の出所についてのみ証言を拒否したならば、その結果は相當に違つてきたことを暗示していた。

日本新聞協会をはじめ、言論・報道界をあげて第一審の結果について注目してきたが、「この有罪の判決は、法の名によって新聞の自由に重大な制限を加えるものであろう、とうてい黙過することはできない。」といって、今後の審理に多大の期待をかける旨の日本新聞協会声明が発表されたに至った。

三、文化水準から判断

東京高等裁判所における証言拒否事件の控訴公判は、昭和二十五年五月十七日中西裁判長係りで開廷。第一回公判では弁護人及び検事の控訴弁論、第二回公判では朝日新聞社友野村秀雄氏（後に日本放送協会会長となる）の証言、第三回公判で判決云渡しとなつた。その結果、控訴棄却となつて第一審通りの有罪だつたが、その判決理由の中で、『新聞倫理の社会規範的価値』に論及している点がとくに注目に値すると信ずるが故に、つゞきにその概要を記しておこう。

「当裁判所もまた取材源の秘匿が新聞の業務遂行上必要であつて、これに関する新聞倫理が、社会的にも多年にわたり尊重維持されてきた事實をあえて否定するものではない。この事實と証言義務に関する国法上の要請との矛盾衝突が如何に調節解決せらるべきかは、立法上はたまたま解釈上双方の面から深い批判と考慮が払わるべき問題で、世界各国においてこれに関する制度、運用について彼此その揆を一にしていいゆえんである。

そこで当裁判所として、双方の要請をあらゆる角度から比較検討して判断するに、少なくともわが国現行法上の解釈としては、結局國家が国民に期待する証言義務の高度かつ厳格性はなおかつこの取材源秘匿の新聞倫理の上に

優位せしめたものと解するほかはないのである。もつともこの両者の関係も時代と文化の程度、一般新聞倫理の向上とあいまち、社会関係に応じて推移変化すべきものであって、必ずしも恒定不变の原則であるとのではないことを付言するにとどめる。以上の見解によつて結局弁護人弁論の事由は「正当の理由」に該当せず、また国家的法の秩序の福祉目的にも反する以上、業務上正当行為として違法性を阻却する場合でもないと断じ、原判決を支持する。

四、言論・表現の自由に関する新判例

かくして、朝日記者の証言拒否事件はついに最高裁判所の上告審において争われることとなつた。昭和二十六年六月十三日、大法廷で田中長官が裁判長となつて第一回公判を開廷。検察側、弁護人側それぞれの立場を主張して弁論を行なつたが、それより一年余にわたつて審理の結果、昭和二十七年八月六日上告棄却の判決云渡しがあり、一審以来の有罪（罰金三千円）が確定した。

なお、この最高裁判決において打出された五つの判例について列挙しておこう。

(1) 判例の一——新聞記者の取材源についての証言と、刑事訴訟法上の証言拒絶権について……

(要旨) 新聞記者は、記事の取材源に関するという理由によつては、刑事訴訟法上の証言拒絶権を有しない。
(理由) 憲法第二十一条の規定は、一般人に対し平等に表現の自由を保障したものであつて、新聞記者に特種の保障を与えたものではない。この表現の保障は、公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければなら

ないということである。未だいいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関し、その取材源について、公の福祉のためもつとも重大な司法権の公正な発動につき、必要欠くことのできない証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものとはどうて了解することができない。

(2) 判例の二——憲法第二十一条と新聞記者の取材源に関する証言拒絶権について……

(要旨) 憲法第二十一条は、新聞記者に対して、その取材源に関する証言を拒絶し得るところの特別の権利までも保障したものではない。

(理由) 憲法上の表現自由の保障は、一般国民に平等に認められたものであり、新聞記者に特別の権利を与えたものでないことは前に述べたとおりである。国民中の、ある種特定の人について、その特種の使命、地位等を考慮して特別の保障、権利を与えるべきかどうかは、立法に任せられたところであって、憲法第二十一条の問題ではない。

(3) 判例の三——(本稿では割愛する)

(4) 判例の四——被疑者不特定の被疑事件につき、刑訴法第二二二六条に基づいて、証人を尋問することと刑訴第四六条及び憲法第三八条第一項との関係……

(要旨) 刑訴法第二二二六条に基づいて証人を尋問するに当り、被疑者がいまだ特定していないくても、それだけで刑訴法第一四六条による証言拒絶権を奪うことができ、それをもって、憲法第三八条第一項に違反するということはできない。

(理由) 刑訴法第一四六条は、憲法第三八条第一項に基づいている規定であるから、もし被疑者不特定の場合に、刑訴法第二二六条によつて証人に証言を強制することが刑訴法第一四六条の規定に違反するものであれば、それは同時に、憲法第三八条の条項に違反するものといえるであろう。しかし、証人自身が刑事訴追または有罪判決を受けるおそれがあるかどうかは、その求められている証言の内容の如何によつて、自ら判定し得ることは原判決の説示しているとおりであり、そしてこの事は、この証言拒否事件のような具体的な場合についてばかりではなく、一般論としても言いえられるところである。したがつて、原判決において、被疑者不特定のために刑訴法第一四六条による証言拒絶権を奪うことにはならない、と判示していたことはもとより正当であるといわねばならない。この点に関する弁護人の所論はその理由がないものとする。

(5) 判例の五——刑事訴訟法第二二六条による証人尋問の請求と、被害事実の存在について……

(要旨) 檢察官が、刑訴法第二二六条によつて、裁判官に証人尋問の請求をするためには、捜査機関において犯罪があると思料することが相当であると認められる程度の被疑事実の存在があれば十分であり、被疑事実が客観的に存在することを必要としない。

(理由) 捜査機関が、犯罪があると思料するような何等の根拠がないにもかかわらず、故意に、架空な事実を想定して捜査を開始し、刑訴法第二二六条によつて証人尋問の請求を裁判官にしたとすれば、それは明らかに捜査に名をかりる職権の乱用であるといわなければならない。……しかし本件においては、原判決が判断しているとおり、公務員法違反の被疑事件について、捜査上必要あるとして証人尋問の請求をしたことは、検察官が職権を乱

用してこれをなしたものと認めることはとうていできない。したがつて弁護人所論のような違憲の点はなく、弁護人の論旨は採用するわけにはゆかない。

第三 新聞・言論の自由についての最高裁判例の

あり方と批評

新聞・言論の自由については、この証言拒否事件の第一、二、三審を通じて大きく論争された問題であり、その結果、最高裁判所において、憲法第二一条の表現の自由に関してとくに新判例が打出されたことは既に述べたとおりである。

新聞記者の証言拒否権の根拠を、憲法第二一条の表現の自由に求める」とは、憲法をあまりに広く解釈しすぎた見方であり、憲法第二一条は、この証言拒否事件には直接関係のないことである、と検察は主張している。だが、新聞の自由を広く解釈する人々は、憲法第二一条の中に

- (イ) 自分の思想を発表することの自由
 - (ロ) ニュース・ソースに近寄る自由
 - (ハ) ニュース・ソースを秘匿する自由、すなわち記事源についての供述拒否の自由
- 以上の三つのものが含まれているとしている。この点についてもう少し深く考察をすすめて見よう。

A 検事側の意見

(a) 憲法第二一条に規定している表現の自由は、どこまでも自己の思想を発表することの自由にとどまるべきで、これを際限なく拡張して解釈すべきではない。

(b) ニュース・ソースに近寄ることの自由については、これは憲法の問題ではなくして刑法に属する問題である。すなわち、一般刑法の制限の範囲において、ニュース・ソースに近寄る自由はある。しかしニュース・ソースがあるからとて、裁判長に無断で法廷に入り、写真をとり、録音をすることは裁判所の禁ずるところであるから、これには、一般刑法の規定と同じく従わなければならない。したがつてニュース・ソースに近寄るの自由は憲法第二一条の関知するところではないと思う。

(c) ニュース・ソースを秘匿するの自由、これはまったく刑事訴訟法の問題にかかってくる。ちょうど本件の場合はこれであると思う。われわれは報道の自由に対して少しでも干渉しようとするものではない。報道はどこまでも自由である。表現はどこまでも自由であることは断言してもいいと思う。ただその場合に、ニュース・ソースをきくことができるかどうかが、この裁判における問題である。

B 弁護人側の見解

(a) 一切の表現の自由は、憲法第二一条によつて保障されているところであり、この表現の自由を達成するために新規記事の取材方法も自由でなければならぬ。また取材の自由を維持するためには、取材源を秘匿する必要があるのであつて、ここに取材源を秘匿することが新聞記者の倫理であり、権利であると考えられる理由がある。かく取材源を秘匿することは、材料提供者に対する道義であるばかりでなく、実に新聞そのものの表現の自由を守る

上において絶対に必要なる手段となるものであつて、これが世界共通の新聞倫理であるのである。

(b) しかしながら、弁護人といえども取材源の秘匿について必ずしもこれを絶対無制限のものと主張するものではない。もしも新聞記者が取材に関し詐欺窃盗等その他不正の手段を用いた場合、あるいは公序良俗を紊す目的をもつて取材した場合等においては、かかる行動は新聞の公器性に反するから取材源秘匿の理由がないと解すべきである。

(c) 今これを本件の場合について考察して見ると、逮捕状請求ならびに逮捕状記載の被疑事実漏洩は、公務員に課せられた秘密保持の義務違背であつて、これを訴追することによつて、一般公益が保たれることになるから、本件取材源の秘密は公益を害するものであるというかも知れない。しかしながら、その秘密を漏洩しこれを新聞記事として発表すると捜査を妨害することなく、かうって公務員の背任収賄の事実を摘発し、かつ、脱税の不正事実を発表することによつて、犯罪の一般予防にも役立つものとしたならば、それは新聞本来の公器性の範囲を逸脱したものというきべではなく、この場合の取材源の秘匿は、表現の自由を保障した憲法第二一条により保護されなければならないと考える。

(d) かくて、表現の自由を遂行するために取材源の秘匿をなすこととは、社会の公器たる新聞記者の業務遂行上必要欠くべからざるものとして、刑法第三五条の正当な業務行為といわなければならない。また、これを理由として証言を拒絶する場合は、刑訴法第一六一条にいわゆる「正当な理由」ある場合に当然該当するものといわねばならぬ。

なお取材源の秘匿が、新聞記者の「正当業務行為」なりやについて、民事訴訟法第二八一条はその第3号に、証言拒絶の一場合として特に「技術又ハ職業ノ秘密ニ関スル事項」を挙げている点に鑑みれば、前記の「正当な理由」を原判決のごとく狭く解釈する理由のなきこと更に明瞭であると思う。原判決は、刑訴法第一六一条の「正当な理由」を徒らに狭義に解し、新聞記者の取材源秘匿をこれに該らないものとしたのは、表現の自由を保障した憲法第二一条に違反するものといわなければならぬ。

C 最高裁判所の判断

憲法第二一条は、新聞記者に対してもその取材源に関する証言を拒絶し得るところの特別の権利までも保障したものではない。憲法に規定する表現自由の保障は、公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければならぬということである。まだいいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関し、その取材源について、公の福祉のためにもっとも重大な司法権の公正な発動につき、必要欠くことのできない証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものとはとうてい解することができない。

D 団藤東大教授は「立論の出発点を、根本的に誤る」として、つきの如くその見解を述べている。(新聞協会報第八五五号)

「新聞の社会的報道機關としての任務を遂行させるために、必要な社会的利益を全く顧慮せず、証言の強制を單に証人個人に犠牲を強いいる問題としているのは全くポイント外れである。

表現の自由についての判断も、表現の自由——言論の自由——の中でもっとも重大なプレスの自由の問題にはふ

れど、いいたいことはいわせなければならず、一般人に対し平等に表現の自由を保障したもので、新聞記者に特殊の保障を与えたものではないといって、人々の個人の自由保障にのみふれているのは、立論の出発点を根本的に誤っている。（中略）

言論の自由が、民主主義の基礎であることを考えるとき、証言の拒絶を新聞記者に認めることは（拡張してゆくことは）相当の理由があり、立法論としても妥当だが、どの程度の制限を認めるかは立法政策上の問題である。

E 小野清一郎博士は、警察研究第一五巻五号において、新聞記者の証言拒否問題について大要つきのとく論じてゐる。

最高裁の本件判旨は、これを全く形式的に解し、刑訴法第一四四一四九条又は犯罪者予防更生法五九条（関係職員の黙秘権）の如く明文によつて宣誓又は証言を拒むことができる場合だけを眼中において、かような規定のない場合はすべて「正当な理由がない」もののように説示している。この形式主義的考え方には断固反対しなければならない（中略）。訴訟手続に関して刑訴一四四条、一四九条の規定が類推適用を許さないということから一の刑罰法規である刑訴一六一条の構成要件における正当性についても類推を許さないと考えているところに、この判旨における法律的思惟の貧困性がある。

新聞の社会的機能は、憲法二二条の保障する表現の自由と密接な関係がある。新聞は表現の自由なしには十分にその社会的機能を發揮することができない。憲法二二条の保障は、実際上、新聞における表現の自由を保障するところに最も大きな意味があるといえよう。だから刑訴一六一条の「正当の理由がなく」を適用するにも、憲法二二

条の趣旨は、特にその新聞における表現の自由保障が重大な意義をもつてゐることを十分に考慮に入れなければならない。

F 木村亀二博士は、法律時報（昭和二八年五月号）において、「憲法上の表現の自由」に関してつきの如く述べている。

「憲法第二一条一項の表現の自由の保障は、一般人についての保障で、新聞記者に特殊の保障を与えたものではないと、判例では述べている。これはもちろんその通りであるが、表現の自由の中心が、近代社会においては、新聞の自由にあることはその歴史を見れば明らかなどころであつて、従つて新聞記者に対する保障が特殊の重要性をもつてゐることは認めねばならない。

判例では、憲法の右規定は、公共の福祉に反しない限りいいことはいわせねばならないことだとしているがそのいいたいことをいう自由は、当然いいたいことの取材の自由を包含していると解さなければ意義がない。従つて一般人が論文、隨筆を起草する場合の取材の自由も当然憲法第二一条によつて保障せられていると解すべきであつて、これは決して、判例のいうように『次から次へと引き延ばして解釈する』ものとはいひ得ない。ただ問題は憲法二一条が取材の自由を保障するとしても『その取材源について、公の福祉のためもつとも重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利をも保障したもの』と解してよいかといふことである。これについては二つの見方が出でてくるわけである。

(a) 取材源の秘密保持よりも、証言義務の方が一層公共の福祉の見地から強く要請せられると解する場合。

憲法の保障する表現の自由は、新聞については取材源の秘匿にまで及ぶものではない故に新聞記者の証言拒絶には正当の理由がないということになる。

(b) 新聞の公共性と新聞倫理の要請という観点に立つ場合。

公共の福祉上、新聞の取材源秘匿の社会倫理的義務は、法律上の証言義務に優るとも劣らない重要性を有するものと解すべきであろう。

憲法における表現自由の保障は、新聞の取材源の秘匿にも及び、新聞記者には証言拒絶権があるものと解するのが妥当であると思う。再考を煩わしたい。」

第四 アメリカ・シールド法に対する賛否両論

アメリカで、十二州において制定されたシールド法の内容は、大きな眼目においてはあまり大した差異は認められないけれども、用語、字句などについてはやはり変化を認めないわけにはゆかない。たとえば、報道関係者とは何かとか、報道機関の範囲とか、その他ニュース発表についての要件やあるいは免責上の制限など必ずしも共通してはない。しかし、わたくしは紙幅の都合上ここではそれらの比較検討を割愛することとし、シールド法そのものを中心とした賛否両論を紹介することとした。

この証言拒否特権を認める理論的な基礎について、インディアナ大学新聞科のウォルター・スタイルグラン教授の

解くところによると——（E・P誌＝四八・三・二七）

〔A〕 シールド法に対し、法律専門家の大多数は明瞭に反対している。ス教授が法律専門誌にあらわされたそれらの議論の要点を総合したものによれば、

- 1 法廷の権威が弱化され、公正な審判が不可能になる。
 - 2 煽情的な新聞により、犯罪者が礼賛されるような結果になることがある。
 - 3 記者が探偵となつたり、暗黒街の無法者の事情的共犯者となつたりするかもしれない。
 - 4 新聞が暴露したり、招致した状態を矯正することに対し、新聞は何らかの責任をももたぬのであるが、この新聞のために官公吏は嘲笑や不信の的にされる。
 - 5 隠しおかねばならぬような出所から出る記事の割合は少ないからして、シールド法のような法律はその必要性を認められない。
 - 6 医者や弁護士等のように、特権が与えられているすべての場合に、情報提供のすべての当事者は、具体的にそれがと判明するのであるが、シールド法の場合には、記者の相手方がわからぬ。
- 〔B〕 これらの反対的な議論に対し、当の新聞人側では大要つきのような見解を吐露している。
- 1 記事の出所を暴露すれば、それ以上、そのソースからニュースが入らない。
 - 2 もし新聞が記事の提供者に対して、その氏名を秘密にしておくと確約することができれば市や州にひそむ多くの不健康な状態または犯罪が、社会の注意をひくようになる。こういう種類の記事種の提供は、報復をおそれで

関係当局に対して語ることを嫌う。例えば市の下級吏員がその市の経理関係の「奇妙」な簿記法を発見したとしても、彼は職をはなれるのがこわいからその上官に訴えることはなかろう。またある犯罪事実について知っている市民があつても、犯罪者の仕返しを恐れて警察へ届けぬこともある。

3 こういうニュースを掲載するのは公の義務である。

4 記者と記事の出所との関係は、弁護士とその依頼人との関係と全く同じである。

5 記者に白状を強制するのは、新聞の自由を危うくする。

6 謹謗罪は分別を欠いた陳述やアテコスリに對して、ある程度の保障を与えていた。

[C] シールド法に対する是非賛否論は、各方面においてたかわされてきたが、ニューヨーク州上院議員トーマス・C・デュモンド氏は、すでにシールド法を実施している諸州の新聞人や法律家その他各方面からシールド法についてもとめた意見の結果を発表したことがある。(E・P誌四八・八・一一)
つぎはその発表によつたものである。

1 新聞人をして自由に官公署の腐敗と浪費を暴露させていたる。

2 取材に欠くことのできぬ情報の出所を保護している。

3 種々の犯罪の主要な端緒を得て、新聞人が警察を援助するようになつてゐる。

4 新聞の自由に関する憲法の条項を、実際に有力なものとしている。

5 記者がまもるべき新聞倫理に、法的基礎を与えている。

6 一般法律の施行を妨げることはない。

デュモンド氏は、ニューヨーク州の議会にデュモンド・マイラー法案をひきつづいて提出しているが、新聞の立場とシールド法との関係についてこう論及している。

「新聞人に特権を与える法律は、民主主義国家が、ソ連その他外国の手先に対抗する有力な武器となろう。新聞人はしばしば米国内の共産党細胞その他外国の手先について、情報を受けていたが、もし記者が情報の出所を明かさねばならぬとしたら、これら犯罪捜査の端緒は涸れてしまうだろう。」

結語　日本国憲法第二十一条と

世界人権宣言第十九条と

憲法第二十一条の「表現の自由」についての最高裁判例が出てから十余年に及んでいるけれども、この間において目ぼしい証言拒否事件もなく、この意味においては、日本の報道・言論界は大いに自重したかたちとなっているといえよう。他方、この表現に関する新判例の公示に際し、時の佐藤検事総長は「証言拒否罪」の乱用を厳に戒しめ、司法・検察界と新聞・言論界との協力を要望した。

しかし、裁判あるいは議会における証言の義務と新聞倫理における取材源の秘匿とは依然として背反的立場に立っているものといわねばならない。最高裁判例によつて永久的に解決したものと見ることはあまりに早計であり、序言における例で述べたように、現実の問題として如何なる場合に突発するか保し難いのである。

わたくしは、本稿のしめくくして、日本国憲法第十一條の条文と国連人権宣言第十九條の条項となつて記載し、報道・言論等表現の自由とはやめても如何なるものであつて、おた如何なるものでなければならぬかに關する二つの歩唆んで、その比較对照の資料としたふと感へ。

◇日本国憲法（昭和二十一年一九四六年十一月三日制定）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、されないなど。通信の秘密は、これを侵さなければならない。

〔Article 21〕 Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed.

No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

◇世界人権宣言（留程二十一年一九四八年十一月三十日採択）

〔Article 19〕 Everyone has the rights to freedom of opinion and expression; this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive and impart information and ideas through any media and regardless of frontiers. 〔第十九条〕人はやがて、意見及び発表の自由について権利を有する。この権利は、自由の意見について千歳を受けたる自由及びあらゆる手段によつて其の國境を越えて情報及び思想を探求したり、入手したり、伝達したりする自由を含む。

日本国憲法が制定されたのは昭和二十一年であり、国連の世界人権宣言は、それより一年後の昭和二十一年に採択された。そして朝日新聞記者の証言拒否事件が起つたのは昭和二十四年四月で、最高裁判所の最終判決があつた

のは昭和二十七年八月六日である。

日本の裁判においては、第一、二、三審を通じて、憲法第二十一条の字句的解釈が重きをなしたきらいがある。いま一歩進んで、世界人権宣言中にある「言論・表現の自由」の内容が吟味されて欲しかったと思う。また、このことは、今後における新聞のモラルと法廷証言との背反に関して、重大な示唆をもたらすものであると信じて擱筆する。

(終)